

第2章 検討委員会の取組

1 調査・審議の経過について

第1回検討委員会（令和2年9月24日）

- ・ 委員委嘱状交付
- ・ 委員長及び副委員長選出
- ・ 検討委員会の基本的事項の確認
- ・ 基礎資料の説明等、意見交換

第2回検討委員会（令和2年11月26日）

- ・ 市内小学校の状況視察（小規模校、適正規模校）
- ・ 意見交換

第3回検討委員会（令和3年2月2日）

- ・ 市内中学校の状況視察（小規模校、適正規模校）
- ・ 意見交換

第4回検討委員会（令和3年7月26日）

- ・ 第1回から第3回までのまとめ
- ・ 意見交換

第5回検討委員会（令和3年11月22日）

- ・ 小中一貫教育を行っている県内義務教育学校の状況視察
- ・ 意見交換

第6回検討委員会（令和4年2月7日）

- ・ 適正規模に関する基本的な考え方について検討、意見交換

第7回検討委員会（令和4年4月21日）

- ・ 適正配置に関する基本的な考え方について検討、意見交換
- ・ 特に配慮すべき事項について検討、意見交換

第8回検討委員会（令和4年6月30日）

- ・ 適正配置に関する基本的な考え方について検討、意見交換
- ・ 提言素案について検討、意見交換

2 意見交換の内容等について

<第1回～第3回委員会>

【小学校視察後】

小規模校（6～11 学級） 視察（鷹栖小 6 学級）	適正規模校（12～18 学級） 視察（砺波東部小 18 学級）
<p>○教師の目が届きすい。</p> <p>●1つの学年を1人が担当</p> <p>●校務分掌が多い。</p> <p>●競争力の低下</p> <p>●人間関係の固定化が懸念される。</p>	<p>●小規模校に比べると目が届きにくい。</p> <p>○複数の教員で学校行事や授業等について相談できる。</p> <p>○校務分掌を手分けできる。</p> <p>○若手、中堅、ベテランの教員がおり、それぞれの良さを生かせる。</p> <p>○いろんな仲間がいる。人間関係がうまくいかないときクラス編成で考慮できる。</p> <p>●集会等の移動に時間がかかる。</p> <p>○学ぶ環境としては適正と感じた。</p>
<p>○1クラス25人程度がよいのでは。(10数人では少ない、30人以上多い)</p> <p>○特色ある学校づくり等、地域に子供を誘導できるような環境を柔軟につくることが必要。</p>	

（「○：メリット要素」、「●：デメリット要素」以下同様。）

【中学校視察後】

小規模校（3～11 学級） 視察（庄川中 6 学級）	適正規模校（12～18 学級） 視察（出町中 18 学級）
<p>●すべての教科の教員の配置ができない。</p> <p>●部活動の種類が限られる。</p> <p>●部活動の顧問の充足ができない。</p> <p>○●小学校からの人間関係が引き継がれる。</p>	<p>○新しい人間関係が生まれる。</p> <p>○中学校でのリスタートができやすい。</p> <p>○適正な規模なのかと感じた。</p>
<p>○中学校に入ったときに生徒がチェンジできる環境づくりが大切。</p> <p>○学校と地域との連携が必要。</p>	

<第4回委員会>

- ・ 1学年の学級数は、クラス替えできる2クラス以上がよいと感じた。
- ・ 小規模校、適正規模校にそれぞれ良さがあり、学校を選択できたらよい。
- ・ 小学校と中学校では、考え方は、違うのではないか。
- ・ 防災拠点など地域での学校の役割についても考慮するべきでないか。
- ・ 小中一貫教育制度の説明があったが、状況を視察してきてはどうか。

【参考】小中一貫教育について

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、

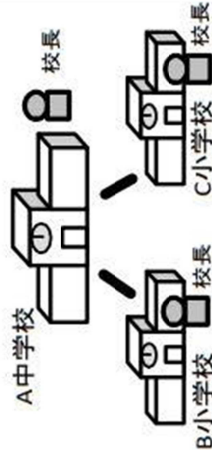
一つの教職員組織

修業年限:9年

(前期課程6年+後期課程3年)



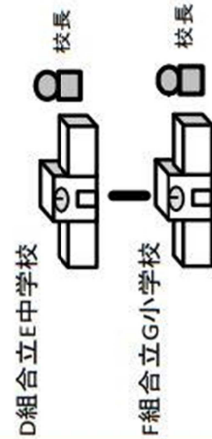
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態

⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引 (文部科学省) より

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自の教科の設定 指導内容の入替え・移行	○	○
施設形態		○	×
設置基準	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
標準規模	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
通学距離	18学級以上27学級以下 おおむね6km以内	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下 小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）より

<第5回委員会>

【義務教育学校視察後】

- ・ 9年間を見通した学習カリキュラムを編制できることや小学校段階から教科担任制を導入できるなど中学校課程への移行がスムーズである。
- ・ 交流する年齢幅が大きくなり、いい影響を与えている。人間関係の固定化は少し解消されるのではないか。市内1校ぐらいあってもよいのではないか。
- ・ 小規模な義務教育学校であった場合、小学校や中学校における小規模校の課題は、ほとんど解決されない。(人間関係の固定化や学級編製の課題、専科教員の課題、中学校部活動など)
- ・ 中学生にとって小学生が身近にいる環境で学ぶことが本当によいことなのか。生徒指導上も様々な面で違いがあると思う。

<第6回委員会>

【小学校の望ましい学校規模について】

- ・ これまで視察をしてきて、基本的に1学年に複数の学級があるのは大きなくくりとしてよいと感じた。ただし、地域的に過去から小さな学校でやってきていたり、通学距離が長くなると子供の足では通いきれないということもあったりするので、基本的に複数学級だが、地域的に1学級という学校があってもよいのではないか。
- ・ 現在は子供の人数が30～35人という数字となっているが、もう少し少ない方がよいと感じる。お金の面もあると思うが、それを考慮せずに気持ちだけで考えると24～25人として、クラス替えもできるというのがよい。
- ・ 1学年2学級以上の方が活気があり、学べるものも多いので、2学級以上という意見に賛成。地域の実情を考慮し、学校の配置をそのままにしておく、子供が減っていくことを前提にすれば、いずれは複式学級になってしまうということも頭の中に入れておいて、合併という形も考えられるのではないかと思う。
- ・ 1学年2～3学級が理想である。単級では、競争力の低下が一番懸念される。最終的な結論は統合ということになってくるだろうと思うが、統合しやすい地域としにくい地域が生まれてくる。出町小学校、砺波東部小学校、砺波北部小学校は住宅団地ができやすく子供が集まりやすい環境にあるが、庄南小学校、庄東小学校、鷹栖小学校、庄川小学校は子供を外から呼びにくい地域である。同じ市内でも格差が生まれるのが課題。
- ・ 複数学級が良いとは思いますが、1学級の人数の問題はあると思う。単級となる人数であっても、2学級に分けられないのかと考える。文科省が適正規模校というものを出しているが、これはあくまで一つの例であって、地域によってはこの限りではないということだと思っている。小学校はなるべく学校を残した方がよいと考えており、単級となる人数であっても2学級にできないものか。
- ・ 砺波市は小学校区が八つ、中学校区が四つあり、これまでうまく運用してきたが、今後も何とか残していきたい。合併や再編の話が出るが、それは非常に大変なことである。砺波型で何とか残していくという形のものを

作っていただきたい。自治振興会協議会でも学校再編の話を地域に持って行ったとしても全く決まらないという話をしていたが、形に縛られると大変なことになる。決まった形のものでなくても、複数学級にならなくても、うまくやっていくことができるのではないか。自分が小学生の時は、1学年20人いなかった。それでも仲が良く、今でも集まっている。このように地域のつながりというものもあるので、それも含めて検討しなければならない。人数が減ってもうまくやれるような形で進めていただきたい。

- ・ 30人や35人というのは多すぎると思う。コロナ禍の状況からしても、現在の教室のスペースでは半分程度の人数しか入らないのではないか。したがって、35人の半分を目処にするのがよいのではないかと考える。15～20人を上限として考えていくことが必要である。砺波型としてこのようなことが可能なのであれば、提案したい。
- ・ 国の基準の35人を適正とするというのは、小学校の場合は多いと感じる。24～25人が良い。15人程度が良いのではないかという話があったが、上限を15人とすると16人になった場合に8人の学級が二つできることになるため、上限15人とするのは厳しいのではないか。このようなことを考えると、小学校は30人以上は多く、砺波市としては二十数人とできるように、最大30人という規模で進めていけば良いと感じる。
- ・ これからの時代、多様性を受け入れる時代になってきている。どこの地域とも違う砺波型というものを色濃く出して進めていくのが面白いし、元気な市になると思う。10年先、15年先に砺波型の新しい環境を整えることで、人が集まってくるような市になればよいと思う。
- ・ 小学校は地域とのつながりが強く、特に砺波の学校は地域に支えていただいており、それを子供たちは肌で感じられる。そのことは、低学年、中学年と成長していく中で、非常に大きく働いていると感じる。複式学級は子供にストレスがかかる部分があり、子供同士の教え合いというメリットはあるものの、やはり避けた方が良い。単級であればぜひ学校を残し、中学校に上がる際にそれぞれ抱えている思いなどをリセットする機会をつくる。小さい世界から、中学校という大きい世界へ行き、新しい出会いや体験をするのが良いのではないか。小さい頃は地域に見守られる実感を持つのが良い。

【中学校の望ましい学校規模について】

- ・ 家族に中学1年生がいるが、一番の楽しみは席替えだという。また、クラス替えも非常に楽しみにしているようだ。このようなことから、少なくとも複数の学級があった方がよいと思う。ただし、地理的な面で大人数に遠距離の通学をさせるのは難しいため、それを考慮した上で複数学級を維持する方向がよい。
- ・ 中学校でも教育環境の問題がある。ある程度学級数がないと、教員が配置されない。
- ・ 1年間で学級のメンバーをシャッフルするので、人間関係の問題がある場合は距離を置き解決を図ることによって、ストレスを軽減し学習環境を整えることができる。1学年1学級ではこのようなことが全くできない。2学級であっても、最近はSNS等の問題もあり、複雑になりつつあるので難しく、3学級から4学級であるのが望ましい。

- ・ 本市は地域の方が苦勞してこれまで学校をまとめてこられた経緯があり、数字の話だけで片付けられない現実がある。
- ・ 少ない方が良いのは明らか。今後子供同士の対話をより重視していくことになれば、35人学級で一人1分話すと35分もかかってしまうことを考慮すると、35人学級は多すぎる。ただ、学習形態による。体育科の場合は、20人でやるよりも40人でやった方がチームスポーツも実施しやすい。クラスを組み合わせることによって工夫は可能ではある。国の基準の35人学級というのは、30人程度は見て欲しいというメッセージだと思っている。難しいが30人程度がよいのではないか。
- ・ 自分が中学校に通っていたとき、1学年3学級で、1学級は33人であった。今と比較するとSNS等もなく教育の方法も異なっているが、33人より少ない方が教員が生徒一人一人に気を配ることができて良いのではないか。人数は小学校ほど少ない必要はなく、25人程度がちょうど良いと感じる。
- ・ 学校によって、部活動の数が3倍ほど違う。中学生にとって、やりたい部活動があるというのは重要なこと。自分のやりたい部活動ができないということになると、身が入らないということが起こる。再編を考える中で、部活動についても一つのキーワードだと思う。

＜第7回委員会＞

【適正規模について】

- ・ 考え方の基準としての学級数、学級人数はそのようなものだと私も理解をしているが、砺波市は大変広く、都市部の平地とは違って山間部もある。そのようなところについては、やはり一定程度の配慮は必要なのではないかと思う。また、特に私の頭の中にあるのは、昭和56年、57年、梅檀野の小学校が庄東小学校に統合されたときの混乱であり、それをずっと覚えている。学校というのはただの建物ではない。子供たちが集まり、そして地域の中心であることを歴史が証明しているわけである。そのことも大切にさせていただいて、今後の検討に入っていただきたいと思う。
- ・ 小学校について、理想としては2学級以上あれば、クラス替えができることから、切磋琢磨できる、ということが資料に出てくる。国もそのようなかたちで数を出していると思う。では、1学級では駄目なのかといったとき。その地域の特性などもあるが、1学級30人ぐらいのときに、切磋琢磨できないかということ、そうではない。教室内で色々な活動をするときに、グループを作る。例えば、5人グループを6組作るとして、色々な活動ごとに班編成を行い、メンバーを変えることで、様々な刺激を受けることができる。1学級でもそのようなことが可能であると言える。懸念されることとしては、複式学級についてである。二つの学年の勉強を、年間通して学習させなくてはならない。1限45分の中で、同時展開で一人の教師が見ていくこととなる。子供たちも教師と触れ合うことができる機会が、単純に考えると半分になる。そのため、学力の面も保証されるのかということが懸念される。複式になる状況が見えている場合は、やはり考慮をしなくてはならない。

- ・ 「望ましい」という言葉は、受け取り方によっては、「理想的な」「こうあるべき」と取られると思う。小学校2学級以上、中学校3学級以上とだけ書いてあった場合。もう既に1学級の学校もあるわけだが、市の方針とは違うといった感じ方が出てくるかと思う。確か、前回の話し合いでは、「望ましいのは2学級以上。ただし、地域によっては1学級もあり得る」という文言が皆さんの中で了解されていたように思う。それと合わせて、「複式学級は避けたい」ということもあったかと思う。そのように思うと、簡潔に2行で示されるというのは、皆さんの話し合った内容が反映されていない部分が少しあるのではないかと懸念を抱いた。
- ・ これはあくまでも望ましい学級数である。あえてそこに追記するのではなく、これはあくまでも基本だということ、特に考慮すべきことに文言を入れた方がよいと思う。ここに色々な言葉を入れると多岐にわたってしまい、何が本当によいかが全く見えなくなるのではという懸念がある。
- ・ 「小学校は複式学級となる場合」という言葉の裏には、1学級もありうるということ。1学年1学級であったものが、やがて複式になる場合は、適正な学級人数と並んで学級数のことも含まれる。そこで伝わるため、よいのではないか。
- ・ 中学校の場合、全学年が1学級となる場合とある。資料1の15ページを見ると、令和9年度からそのような状況が見込まれるということで、まったなしの状況である。「再編等の適正化の検討を進める必要があると考える」という書き方でよいのかどうか。少し引っかかっている。

【適正配置について】

- ・ 距離と時間。これを解決するには、交通手段をきちんと整備するということが、前提を作ることとなるのではないかと思う。今、市の方でも色々な意味で公共交通の整備をしている。それに重ねるようなかたちになるが、公共交通をきちんと整備すること。仮に再編成が必要だとすれば、それが前提にあって再編成の話をする、ということになるよう、非常に慎重になっていただきたい。
- ・ 通学距離や通学時間については、国の基準があるため、参考にすべき。4キロ又は6キロから外れている地域がやはり目立つ。この4キロ又は6キロから外れている地域について、4キロ又は6キロ以内にある別の小学校や中学校を選択できないのかと思った。
- ・ 適正規模に少し話がつながるが、見方によっては人数が多い方が切磋琢磨でき、人間関係が豊かになるという人もいる。一方で、少ない人数の中で密に過ごしたいという人もいると思う。そういった意味でも自由に選択できるようになった方がよい。この先、再編していくとなったときにも、選択できる方がよいのではないかと思う。
- ・ 大きく二つの意見があった。一つは、学校はオールフリーにするという意見。もう一つは、隣り合わせの学区ごとの調整はあるのではないかという意見。私自身は、やはり地域のことをつい考えてしまう。全くオールフリーとなると、恐らく地域の運営は難しくなるのではないか。学校ごとに少々の調整はあってもよいと思う。

- 国の施策としては、通学区域の弾力化といったかたちで、事情がある場合は学区を越えて通学することを認める制度がある。全国的な動向では、当初、制度が始まってから、約5年までに、全国の1割ぐらいの自治体に移行した。それからほとんど増えていない。地域の事情で難しいという自治体が、多くを占めている。自治体のそれぞれの事情、特に大規模な自治体は通学区域の自由化を導入しやすいが、中小規模の自治体に関しては、校区が狭いなど地域の事情があり、なかなか導入しづらい。そのような柔軟なやり方といったことも、今後検討課題として、考えていってもよいかと思う。
- 適正配置について、国の定める範囲内で分かれているとは思っている。ただ、人口密集地と山間部についてや、人数が少ないためどうしていくべきか、というようなことを検討していかなくてはならないと思う。今のままでは厳しいのではないかなという感じ。統合などをして、その代わりスクールバス等について検討していただくようなことを考えていかなくてはいけない。

<第8回委員会>

- 適正配置について、前回のご意見をまとめ、基本的に国の基準に準ずるとのこと。考慮すべきこととしては、安全確保が重要であることと、区域によっては隣接区域の学校が近い場合があり、弾力的な運用も検討するといったかたちで、まとめる。
- 素案について、参考資料の「小中一貫教育制度の関係」の入れる場所について、検討していただければと思う。
- 第5回検討委員会の丸に「小中一貫教育を行っている県内義務教育学校の状況視察」というように入れるとつながると思う。その方向で考えていただければと思う。
- 提言書の内容、文言について異議を唱えるものではない。このようなことをずっとお話ししてきており、今から実現されることを願っているところである。
- この提言書をどのように生かされるか、今の段階での気持ちというか工程表というか、そういったことを改めて今日この場で教えてもらえればありがたいと思う。
- この提言を受けての市の基本的な考え方を取りまとめ、その考え方に基づき、今後適正化が必要かどうかということをもっと検討していくことになる。
- 提言を出していただいたら、すぐにしっかりと市当局と話をし、早い段階で取りまとめ、前に進めていかなくてはならない。是非、しっかりと頑張ってもらいたいと思う。

第3章 砺波市立学校のあり方に関する基本的な考え方

1 適正規模について

【検討委員会での主な意見】

◆ 望ましい学級数について

- ・ 1学年複数学級あるとクラス替えができ、同一学年やクラス同士で様々な教育活動において切磋琢磨できる。
- ・ クラス替えができると、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しにくく、クラス環境が変わることにより、人間関係が豊かになることや新たな発見、学習意欲の向上が期待できる。
- ・ 複数学級数あれば、教員同士が相談しながら教材研究をしたり、他の授業を見たりし、学び合うことができる。
- ・ 中学校では、学校全体で9学級を下回ると、全ての教科の専科教員が配置できない。
- ・ 中学校では、生徒数が多ければ、部活動の種類がある程度確保できる。

◆ 望ましい学級人数について

- ・ ある程度の学級人数があれば、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることができる。また、多様な意見交換をすることで、切磋琢磨しながら社会性やコミュニケーション能力を身に付けることができる。
- ・ 学級人数が少ないと、班活動や体育の球技、音楽の合唱などの集団学習が難しくなる。
- ・ 学習活動において、集団の中でしっかり考え、その中で自分を表現できるようにするためにもある程度の人数が必要である。
- ・ 目が行き届く範囲の学級人数であることが必要である。

以上の意見を踏まえ、適正規模に関する基本的考え方を次のとおりとする。

(1) 望ましい学級数

小学校：1学年2学級以上

中学校：1学年3学級以上

(2) 望ましい学級人数

小中学校：1学級あたり20人以上

※ 小学校は「複式学級となる場合」、中学校は「全学年が1学級となる場合」には、再編等の適正化の検討を進める必要があると考える。

(3) 特に考慮すべきこと

① 地域コミュニティへの影響について

小中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、地域の特性に配慮するとともに、保護者や地域住民と十分な協議を行うこと。

② 多様な教育方法の検討について

9年間の教育課程を見通すことができる小中一貫校の設置についても選択肢として検討をすること。

2 適正配置について

【検討委員会での主な意見】

◆ 望ましい通学距離及び通学時間について

- ・ 現状では、国の基準により運用されていることから、通学距離及び通学時間の目安は、国の基準を参考にしてはどうか。
- ・ 統合となる場合は、遠距離で通学することが想定されることから、スクールバスの運行や公共交通の整備など通学手段の確保が必要である。
- ・ 現在の通学区域で、隣接の通学区域の学校が近い場合もあり、通学区域の弾力化を考えてみてはどうか。
- ・ 特認校制度というような、どの地区からでも通えるといったシステムを入れることも可能ではないか。
- ・ どの学校でもオールフリーで選べるとなると、地域の運営が難しくなる場合や偏りも生じる恐れがあり、ある程度の調整が必要ではないか。

以上の意見を踏まえ、適正配置に関する基本的考え方を次のとおりとする。

(1) 望ましい通学距離

小学校：原則 4 km 以内

中学校：原則 6 km 以内

(2) 望ましい通学時間

小中学校：適切な通学手段を確保することで、おおむね 1 時間以内

(3) 特に考慮すべきこと

① 通学手段の確保及び通学路の安全について

学校が再編される場合、通学区域が広くなることが想定されることから、通学路の安全確保に十分配慮し、遠距離となる場合には、スクールバスの運行や公共交通の利用等の適切な通学手段を検討すること。

② 通学区域制度の弾力的運用について

地域によっては、通学区域の学校より隣接区域の学校の方が近くなることも想定されることから、実情に応じて、通学区域制度の弾力的運用についても選択肢として検討すること。

おわりに

本検討委員会は、児童生徒が減少している砺波市の現状と将来の展望を踏まえ、未来を担う子供たちが、より良い環境の中で教育を受けられることを優先的に着目し、これまで積み上げられてきた教育の取り組みを大切にしながら、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な観点から検討を進めてきた。

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である。

同時に、学校は地域社会の将来を担う人材を育てるとともに、地域コミュニティの核として、防災、保育、地域交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

したがって、学校の規模や配置の適正化を進めるにあたっては、児童生徒の保護者や就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、学校を支えている地域の理解や協力を求めるなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な論議が大切である。

また、今後も砺波市において少子化は更に進むことが予測される中、学校規模の適正化をめぐる、学校の小規模化に伴う諸問題への対応や指導のあり方など、将来にわたって継続的に検討・研究していかなければならない課題である。

この提言は、砺波市の実情を踏まえ、目指すべき望ましい学校規模及び学校配置を示すとともに、地域コミュニティへの影響についてや通学手段の確保及び通学路の安全についてなど特に考慮すべき事項を整理している。

今後も砺波市教育のより一層の充実を願うとともに、教育大綱の基本方針である「ともに輝き支えあう 人づくり」の実現に向け、本提言を契機として、学校・家庭・地域・行政が一体となって、学校の規模及び配置の適正化に取り組まれることを期待する。

令和4年8月

砺波市立学校のあり方検討委員会

付属資料

【資料1】 砺波市立学校あり方検討委員会設置要綱

【資料2】 砺波市立学校あり方検討委員会委員名簿

【資料1】

砺波市立学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 砺波市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、砺波市立学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、学校の適正規模、適正配置等について協議し、砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の代表者
- (3) PTA関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を行った日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に関わらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、教育長が招集する。
- 3 この告示は、教育委員会への提言の日をもって、その効力を失う。

【資料2】

◆任期：令和2年9月24日～提言を行った日 (50音順 敬称略 ◎委員長 ○副委員長)

氏名	役職等	区分
○ 井上 五三男	砺波市地区自治振興会協議会 会長	地域の代表者
金平 正	砺波商工会議所 専務理事	商工業関係者
久保田 晃克	砺波市PTA連絡協議会 会長(R2年度)	PTA関係者
◎ 笹田 茂樹	富山大学教育学部 教授	学識経験者
高田 治生 (飯田 哲弘)	庄川町商工会 青年部長	商工業関係者
竹山 美紀	東般若保育園保護者会 会長(R2年度)	PTA関係者
丹羽 範夫 (林 誠)	砺波市小学校長会 会長	学校関係者
樋掛 恵美	砺波市公民館連絡協議会 会員	地域の代表者
廣瀬 敬一 (西島 健史)	砺波市中学校長会 会長	学校関係者
藤井 法子	砺波市民生委員児童委員協議会 副会長	地域の代表者
藪 道子	公募	学校教育に関心のある方
吉田 快 (安念 匠太郎)	砺波市PTA連絡協議会 会長(R3年度)	PTA関係者
吉田 直人	公募	学校教育に関心のある方

※ () は前委員の氏名